

ローデシア・ニアサランド

連邦解体の経済的影響

はし
屋

あきら
昭

まえがき

ローデシア・ニアサランド連邦は1963年12月31日をもってついに解体された。成立（1953年）以来10年間続いたこの連邦は、「大晦日の夜ベッドにはいつて眠っている間に静かに消え去っていった」（注1）のである。かくて連邦はふたたび南ローデシア、北ローデシアおよびニアサランドの3地域に分裂し、これを機として、各地域は今や長年にわたったイギリスの支配から脱して、真の独立国家に生まれ変わることを現実の問題としうようになった。現にニアサランドはいち早く本年7月6日に独立を達成し、パンダ博士の下に「マラウイ共和国」として新生したし、またカウング首相の率いる北ローデシアも本年10月24日に「ザムビア共和国」という名の独立国となること、すでに決められている。残る南ローデシアも同様に政治的独立を強く望んでいるが、この国は上記北部2地域と異なり、今なお白人少数者が支配を続けているという変則的な立場にあるため、その一方的独立要求には世界の世論による制約がおのずから加えられるものと見られる。現にイギリス政府は、本年7月にロンドンで開催されたイギリス連邦首相会議で、「南ローデシアにアフリカ人多数者支配による自治政府が生まれるまでは、その独立に承認を与えることはない」旨の言質を与えている。

ともあれ今回の連邦解体は、白人の優位と植民地の利益に反対するこの国のアフリカ民族主義者たちにとって宿願の独立達成への前提条件であった。したがって、それはもっぱら政治的理由によって実現されたといつてよい。つまり逆に言えば、経済的には連邦解体が必ずしもすべて各地域の利益になったとはかぎらないというこ

とである。しかしそれだからといって、連邦解体の必然性と正当性に疑義をはさむことは誤りであろう。いずれにしても、かかる民族独立をめぐる政治と経済との不調和は、新興アフリカ諸国に共通して見られる現象であり、かつまた、それはアフリカ民族主義指導者たちがそのために最も心を砕いている問題でもある。本稿は以上のような角度から、連邦解体という政治的大事件が実際に各地域経済へいかなる影響を及ぼし、また今後いかなる課題を負わせるかについて概観しようとするものである。

（注1） *Quarterly Economic Review; The Rhodesias and Nyasaland*, Jan. 1964, p. 1.

I 連邦解体による各地域経済の得失

まず端的に連邦解体が各地域へ利益をもたらしたか、不利益をもたらしたかを結論しようとするれば、だいたいつぎのようになる。すなわち、政治的には——連邦解体がアフリカ人多数者支配による独立達成への前提条件であるかぎりにおいて——南ローデシアには不利益、北ローデシアとニアサランドには利益となった。

経済的には——連邦解体が中央アフリカ共同市場の崩壊を意味するかぎりにおいて——北ローデシアは利益、南ローデシアとニアサランドには不利益となった。

以上連邦解体による各地域の得失を政治・経済両面から総合すると、南ローデシアは政治的にも経済的にも不利益、北ローデシアは政治的にも経済的にも利益、ニアサランドは政治的には利益、経済的には不利益を受けたことになる。要するに連邦解体によっていちばん得をしたのは北ローデシアであり、いちばん損をしたのは南ローデシアであり、その中間がニアサランドであるといえる。かようなきわめて大胆な結論的要約は、もちろんこれを詳細に検討すればなお多くの問題を含んでいる——ことにニアサランドが経済的に不利益をこうむったかどうかについて——ことは、いうまでもない。しかし、それらについては以下の叙述の中でおのずから言及されるはずである。

1. 財政政策（所得再分配）

連邦解体による各地域経済の得失を評価しようとする場合、まずその重要な指標として考えられるのは、財政政策、ないしそれに伴う所得再分配の状況である。すなわち、3地域をまとめて連邦という単位とした経済的連合は、当然にその構成各地域への公平な所得再分配を想定すべきものとすれば、連邦時代の財政政策が実際にそ

の役割を十分果たしてきたかどうか、また従来連邦政府歳入となっていたものが、連邦解体後いかなる形で各地域に還元されたか、という問題である。これを明らかにするためには、まず解体前における連邦政府の各地域に対する財政政策ないし所得再分配方式を検討しなければならない。第1表は、連邦時代8年間に連邦および地域政府が、その歳入として各地域からどれほど受け取ってきたかを示したものである。これによると連邦および地域政府は南ローデシアから3億3130万ポンド、北ローデシアから2億9910万ポンド、ニアサランドから3660万ポンド、合計6億6640万ポンドを受け取っていたことがわかる。他方において、これらを各地域のGDPに対する割合で見ると、南ローデシアはその18.9%、北ローデシアはその24.3%、ニアサランドはその20.1%を拠出していたことになる。また第2表は各地域が連邦政府歳入に対してどれほど寄与し、また同歳出からどれほど恩恵を受けたかを示したものである。これによると、南ローデシアは連邦政府歳入の50%を支払って同歳出の64%を受け取っている(6170万ポンドの受け取り超過)に対し、北ローデシアは同じく歳入の50%を支払いながら歳出の28%しか受け取っておらず(7270万ポンドの支払い超過)、またニアサランドは連邦政府歳入にまったく寄与するところなく、ただ同歳出の約8%を受け取っていた(2990万ポンドの受け取りのみ)ことが知られる。以上を要約すると、連邦時代に北ローデシアは連邦政府歳入に対して南ローデシアと同程度の寄与をしながら、その受け取り面では南ローデシアの半分にも達せず、ニアサランドは連邦政府歳入に対して名目的寄与こそしないが、同歳出からきわめてわずかの恩恵しか受けなかった——2990万ポンドの受け取りも年間平均では374ポンド足らず、1人当たりになると約1ポンドにすぎない——ということになる。

かように連邦政府歳入への寄与(支払い)においても、また同歳出からの恩恵(受け取り)においても、各地域ごとに著しい差異が生じたのはなぜであろうか。その主要な理由は、支払い面については、各地域における課税収入の型の相違があげられる。たとえば北ローデシアの場合には、地域内における収益性の高い鉱山会社からの所得税収入が大きく、これが連邦政府歳入の半分以上(58%)を占めていたのに対して、南ローデシアでは所得税収入の同歳入に占める割合は38%にすぎなかったことなどがそれである。このことは、もちろん各地域が天然資源・技術水準・教育程度および地理的特徴等の一般

第1表 連邦および地域政府の財政収入(地域別)
(単位: 100万ポンド)

	南ロー デシア	北ロー デシア	ニアサ ランド	合 計
連 邦 政 府	179.7	179.4	△0.4	358.7
地 域 政 府	196.9	150.3	45.3	392.5
財 政 実 収 入	376.6	329.7	44.9	751.2
他政府からの財産所得	△26.0	△16.0	△2.6	△44.6
政 府 間 移 転	△19.3	△14.6	△6.3	△40.2
財 政 純 収 入	331.3	299.1	36.0	666.4
貨幣経済における G D P	1,751.4	1,231.6	179.5	3,126.5 ⁽²⁾
財政純収入のGDP に対する比率(%)	18.9	24.3	20.1	21.3

(注) (1)生存経済部門におけるものを含めれば、南ローデシア1,946.6、北ローデシア1,448.9、ニアサランド393.9、合計3,789.6となり、特にニアサランドの場合、財政純収入の比率は9.1%に減る。
(2)原典のまま。

(出所) D. S. Pearson & W. L. Taylor, *Break-Up; Some Economic Consequences for the Rhodesias and Nyasaland*, 1963, p. 54.

第2表 連邦政府歳入の地域分布
(単位: 100万ポンド)

	南ロー デシア	北ロー デシア	ニアサ ランド	連 邦	
歳 入	所 得 税	126.7	172.2	7.8	306.7
	同 地 域 配 分	△41.4	△53.6	△18.4	△113.4
	関 税 お よ び 内 国 税	60.6	39.1	5.9	105.6
	地 域 政 府 からの 利 子 等	5.5	3.5	1.7	10.7
そ の 他	28.3	18.2	2.6	49.1	
合 計	179.7	179.4	△0.4	358.7	
歳 出	経 常 勘 定	199.9	81.1	21.5	302.5
	資 本 勘 定	41.5	25.6	8.0	75.1
	合 計	241.4	106.7	29.5	377.6
歳 出 入 バ ラ ンス	△61.7	72.7	△29.9	△18.9	

(出所) D. S. Pearson & W. L. Taylor, *op. cit.*, p. 55.

的経済条件や政治的動機において、必ずしも均一的でないことと関連する。他方受け取り面についてこのような差異が生じたのは、連邦時代の特殊な財政政策によるものといえる。つまり、主要歳入源たる所得税・間接税の徴収とその法的規制に関する権限が、もっぱら連邦政府の手にのみ握られていて、地域政府はほとんど独自の財政政策を樹立しえなかったことに帰因する。ともあれ、このような支払い面の不均一と受け取り面の不公平は、ともに連邦を内部から破壊させた誘因たることにおいて

変わりはないが、ただその場合注意すべきことは、支払い面の不均一がいわば所与的条件によって決定的に左右されたのに対して、受け取り面の不公平は人為的条件によって恣意的に動かされていた点である。したがって所得再分配の側面を問題とするかぎり、後者の重要性がいつそう強調されねばならない。つまり、連邦時代にはその経済開発に伴う利益が、経済的連合の本来的目標とは反対に、むしろより貧しい地域（北ローデシア）から、より豊かな地域（南ローデシア）へと流れたこと、またニアサランドにいたっては、まさに「金持ちの食卓からこぼれ落ちたパン屑を拾う」^(注2)類の受益しか配慮されなかったことが問題なのである。

連邦政府が主要歳入源をほとんど独占的に管理しえたということはすでに述べたが、その権限は具体的に言うと、所得税（個人および法人）、売買税、間接税（自動車ガソリンを除く）、および内国消費税等に及んだ。これに対して、地域政府がもつ課税権限の範囲は、わずかに地域付加税、ガソリン税、ライセンス税、および人頭税に限られた。その結果として、各地域政府は年々増大する財政支出をこれら限られた歳入源をもってカバーすることに、しばしば困難を感じたのである。このことは主としてアフリカ人教育費と治安維持費により財政支出がふくれた南ローデシアと、終始相当額に上る財政上の赤字に悩んできたニアサランドにおいて特に顕著であった。

ともあれ、これら財政収入の分配面を見ると、たとえば連邦政府の最大歳入源であった所得税収入についてはつぎのような財務協定が結ばれた。すなわち連邦政府は全所得税収入の64%を自己使用に当て、残りの36%を各地域政府に——南ローデシア13%、北ローデシア17%、ニアサランド6%の割合で——配分することが連邦成立直後に決められたのである。ただし、この配分率は後に（1957年）改訂されて、連邦政府の受け取り分は62%に減り、地域政府のそれは38%（南ローデシア14%、北ローデシア18%、ニアサランド6%）にふえた。また、かかる地域配分は連邦政府による国内および国外の借款についても行なわれた。すなわち借款による収入資金はその61%が連邦政府に割り当てられ、残りの39%は各地域に——南ローデシア16%、北ローデシア17%、ニアサランド6%の割合で——配分されたのである。これら所得税および借款収入の地域配分の状況は、たしかに連邦時代ある程度の所得再分配が行なわれたことを示しているが、その配分率の数字を見ればわかるとおり、それらはまったく連邦政府偏重の傾向を強くもっていたのであ

る。

かように連邦時代の財政政策は、課税権限の区分においても財政資金の配分においても、総じて連邦政府中心主義であったが、これと平行して、それはまた非アフリカ人優先主義の弊に陥っていたことも指摘しなければならない。このことは疑いもなく連邦憲法に定められた「連邦政府と地域政府との所管区分」^(注3)と関連する。すなわち大雑把に言って、国防・外国貿易・所得税・関税・通貨・交通・電力・移民・高等教育・白人農業など主として非アフリカ人居住者に関する事項はすべて連邦政府の管轄であり、他方において土地・労働・警察・住宅・原住民教育・原住民農業など、主としてアフリカ人居住者に関する事項は、いっさい地域政府の管轄とされていた。したがって財政政策における連邦政府中心主義は、往々非アフリカ人優先主義になることを意味した。事実、連邦時代における非アフリカ人居住者への1人当たり財政支出は、アフリカ居住者へのそれに比して、けたはずれに大きかったのである。仮に教育支出を例にとると、1962/63年度予算では、非アフリカ人教育のために連邦政府から840万ポンド、アフリカ人教育のために3地域政府から合計1500万ポンドが支出された。これを1人当たり直すと、前者が24ポンドであるに対して、後者はその22分の1すなわち1ポンド2シリングにすぎなかったことがわかる。他方においてまた、連邦政府が非アフリカ人の最も多く居住する南ローデシア——連邦における非アフリカ人総数の約67%が住んでおり、地域総人口に占める非アフリカ人の割合でも3地域中いちばん高い（7.5%）——に本拠をもっていた関係上、南ローデシアは連邦政府支出による経済的恩恵を最も多く享受し、他の北部2地域はその点非常に不利な立場におかれていたということも看過してはならない。

以上で明らかとなり、連邦時代の財政政策ないし所得再分配は、地域別にも人種別にも公平に行なわれたとはいえないのである。とすれば、連邦解体後各地域政府がそれぞれその歳入源と分配方式について自ら管理する権限を持ちうるようになったことは、かれらにとって少なからざる利益となったことは自明であろう。特に連邦財政下の過重の負担を課せられていた北ローデシアにとっては、なおさらである。

北ローデシアは、従来連邦政府に拠出していた所得税を中心とする多額の課税収入を、今やそのまま自国経済開発に振り向けることができるわけである。ましてこの国は連邦時代にも地域付加税を課していなかったのであ

るから、独立後の財政収入については少しも懸念されることはなからう。のみならず、さらに重要なことは、連邦解体とともに中央アフリカ共同市場が崩壊した結果、今後南ローデシア商品に対する関税収入の増大が見込める点である。つまり従来無税ではいつてきた南ローデシア商品に対して、新たにいわゆるD税率(注4)が課せられるようになったことである。もっともこれについては、「北ローデシアは連邦時代に内国消費税——たとえばビール、タバコ等について——を課していたから新関税障壁も実質的にはたいした利益をもたらさないだろう」(注5)という見方もあるが、逆に北ローデシア商品が南ローデシアにはいる場合は相変わらず無税となっていることを考慮に入れると、その影響はやはりけつして小さくないといわねばなるまい。かくて北ローデシア財政に関するかぎり、連邦解体は大きな利益となりこそすれ、けつして不利益となったとは考えられない。現在まで上記関税率の引き上げ措置を除き、特に著しい税制改正が行なわれていないのも、差し当たってはまだそれを急ぐ必要がないからと解せられる。

南ローデシアの場合はどうか。結論的にいえば、連邦解体後しばらくはある程度財政上の困難を感じようが、長期的にはそれをかなり緩和しうる見通しが強い。たとえば、仮に南ローデシアがGDPに対する割合において北ローデシアと同水準の課税を行なうことができるとすれば、連邦時代より約20%の歳入増が予想されるのである。しかし共同市場消滅による痛手を最も強く受けた南ローデシアが、さらに多くの経済開発資金を得るためには、関税以外の歳入源についていっそう現実的な措置をとる必要があることは確かである。現に南ローデシア政府は連邦解体後2度にわたって税制改正を実施した。第1回目はいわゆる straight-method を導入して法人税の合理化をねらい、また国内製造工業・鉱業および農業へ投下される外国資本に有利な条件を作ることにより、第2回目は間接税を調整し、一方でガソリン税など大衆課税的なものを引き下げながら他方で自動車税など所有課税的なものを引き上げることにより、それぞれ実質的な課税収入の増大をねらっている。これらの措置が、実際南ローデシア財政収入増大にどれほどの効果を現わすかについては、にわかには判断しかねるが、この国ではまだ潜在的歳入源を開拓する余地が残っていると思われるから、連邦解体の影響はそういつまでも不利なものとして続くことはなからう。

ところがニアサランドの場合、それほど簡単ではな

い。すでに述べたようにニアサランドは連邦政府歳入に対して特に寄与するところなかったが、さりとて同歳出からそれほど大きな恩恵を受けたわけでもない。しかもその財政支出から多少の分け前を得たとしても、それは実は北ローデシアの負担において支払われていたにすぎない。換言すれば「従来この地域の産業育成策は、とかく南ローデシアの犠牲になっていた」のである(注6)。したがってニアサランドの連邦離脱は、たしかにかかる経済の逆流効果を消滅させる利点を伴った。しかし他方において、それはまた従来必要に応じて受けてきた連邦の財政援助が、少なくとも名目的には断絶したことを意味し、その影響が特に公共支出面でかなり深刻な様相を呈するようになったことは否めない。かくて「経済的に見るとニアサランドは何も南ローデシアを含む3地域と連邦を結成する必然性はない」(注7)という指摘は本質的には正しいとしても、解体後のニアサランド財政に幾多の困難が予想されることにおいては少しも変わりない。ともあれ、この国は政治的に最も早く独立を達成し、今や自己の責任において独自の財政政策を樹立しうようになった以上、一方において世界の先進諸国から享受する経済援助の可能性を探求しつつ、他方において国内経済開発のための財源を自力で開拓しなければならないわけである。連邦解体後におけるニアサランド財政の動きを見ると、まず関税問題については、南ローデシアと互恵通商条約を締結して南ローデシアからその商品を従来どおり無税で入れるかわり、財政支払いとして1964年には40万ポンドを、1965年以降は交換商品額の10%相当の支払いを受けることとした。この種の条約は北ローデシアとの間にも締結された。またその他の税制については、本年1月のフィリップス予算の中かなり抜本的な改革への志向が見られた。すなわち所得税については、源泉課税主義を原則として採用し、またスライディング・スケール方式により税率を操作して、従来担税能力以下の支払いしかしていなかった中所得層への課税水準を引き上げ、さらに法人税については、創業資本への租税特別措置をそのままにしながら基本税率を引き上げるなどがそれである。このニアサランドにおけるイギリス支配の白鳥の歌と評されたフィリップス予算は、しかしまた430万ポンドの赤字財政——当初の見積もりでは630万ポンド——を見込んでいる。これはわずか1560万ポンドという予算支出総額の中では、相当大きな赤字といわねばならない。またこの予算にはマラウイ開発計画の準備として345万ポンドが計上されているが、このうち自国財源をもつ

現地報告

て調達しうるのは約半分にすぎないのである。したがって、かかるニアサランド財政の現状が、前記の税制合理化計画だけで容易に改善されると考えるのは見当違いというものであろう。

2. 収支バランス

連邦解体による各地域経済の得失を評価するもう一つの重要な指標は、各地域における収支バランスの状況である。つまり連邦時代と解体後とは、各地域の収支バランスにいかなる変化が生じたか、という問題である。これを明らかにするためには、連邦時代の収支バランス統計と解体後のそれを単純に比較しただけでは不十分である（のみならず7月30日現在解体後の資料はまだ入手しえない）。そこでなすことは、解体前の連邦貿易収支から当時の各地域収支バランスを推定し、それを手がかりとして解体後の状況を判断するよりほかはない。第3表は連邦中心の貿易パターンの下にあった1961/62年において、3地域がそれぞれ別個の経済単位として分かれていたと仮定した場合の、各地域対外収支バランスを推定したものである。これによると、南ローデシアは3970万ポンドの赤字、北ローデシアとニアサランドはそれぞれ1980万ポンドおよび1150万ポンドの黒字となっている。しかし、ここで注意しなければならないのは、これらの数字があくまで連邦単位の対外収支バランスからの地域別推定にすぎない点である。つまり、3地域間の貿易関係は、そこでは連邦単位の中に埋没して前面に現われてこないが、実はこの地域間貿易が、連邦解体後の状況を考える場合、特に各地域の対外バランス上新しい重要な意味をもってくる、ということである。したがって、まず当時の各地域収支バランスをより正確につかむためには、かかる地域間貿易取引の状況を明らかにしなければならない。

第4表は同年次における地域間貿易収支の推定を示したものである。これによると、南ローデシアは4450万ポンドの黒字、北ローデシアとニアサランドは、それぞれ2550万ポンドおよび1900万ポンドの赤字を記録し、ちょうど対外貿易収支とその過不足が逆になっていることがわかる。つまり南ローデシアの場合には、対外貿易収支面での赤字が地域間貿易収支面の黒字によって相殺されてなお余りあるという結果が現われ、北ローデシアとニアサランドの場合には、対外貿易収支面での黒字が、地域間貿易収支面の赤字によってまったく消去されてしまっていることを示している。

以上二つの推定を組み合わせると、結局南ローデシア

第3表 対外経常収支の推定（単位：100万ポンド）

	南ロー デシア	北ロー デシア	ニアサ ランド	連邦
商品輸出	77.7	123.7	18.7	220.1
商品外輸出	13.4	15.2	1.1	29.7
投資対価および移転所得	19.2	8.2	5.4	32.8
合計	110.3	147.1	25.2	282.6
商品輸入	85.7	64.0	7.9	157.6
商品外輸入	33.5	25.9	2.9	62.3
投資対価および移転所得	30.7	37.3	2.9	70.9
合計	149.9	127.2	13.7	290.8
均衡項目	Δ0.1	Δ0.1	—	Δ0.2
経常収支バランス	Δ39.7	19.8	12.5	Δ8.4

（出所） D. S. Pearson & W. L. Taylor, *op. cit.*, p. 40.

第4表 地域間経常収支の推定（単位：100万ポンド）

	南ロー デシア	北ロー デシア	ニアサ ランド	連邦
貿易収支	40.5	Δ27.5	Δ13.0	—
貿易外収支	4.0	2.0	Δ6.0	—
合計	44.5	Δ25.5	Δ19.0	—
対外経常収支バランス	Δ39.7	19.8	11.5	Δ8.4
対外および地域間経常収支の総合バランス	4.8	Δ5.7	Δ7.5	Δ8.4

（出所） D. S. Pearson & W. L. Taylor, *op. cit.*, p. 40.

は480万ポンドの黒字、北ローデシアとニアサランドはそれぞれ570万ポンドおよび750万ポンドの赤字ということになる。かくてこの総合推定数字だけに従うかぎり、南ローデシアは今後もその収支バランスに困難を生じないかに見える。しかし事実はそうではない。その理由はかかる南ローデシアの表面上の黒字収支が、連邦時代の地域間貿易への高い依存度の上に成り立っていたこと、換言すれば中央アフリカ共同市場の存在に負うところ多大であったことにある。したがって連邦解体とともに従来の経済的連合にひびがはおり、連邦時代の貿易パターンに変化が起こることになれば、事情はだいぶ違ってくるわけである。

南ローデシアはかように、連邦時代この共同市場を最大限に利用して他の北部2地域——ことに北ローデシア——を自国製造工業品の、かけがえのない市場としてきた。しかし今や北ローデシアは地域単位として独立する以上、従来連邦があるゆえにこうむってきた貿易収支上の不利益を清算するため、南ローデシア商品に対してきびしい輸入制限を始めるのは、きわめて自然のなりゆき

であった。同時にまた北ローデシアが自国内に多様化された製造工業を育成し、その製品をもって南ローデシア商品を駆逐するとか、南ローデシア商品に比べて同質安価な商品を他の諸国——たとえば日本など——から輸入するとか、あるいはまた特定の約束の下に、北ローデシア商品を他国へ輸出する見返りとして、その相手国の商品を優先的に輸入するなどという事態が起これば、南ローデシアの収支バランスは大きく崩れるおそれがあるといえる。たとえば輸入代替だけについていっても、連邦時代に北ローデシアで売られていた南ローデシア商品の3分の1がもし近い将来に北ローデシア国内で製造されうると仮定すれば、南ローデシアの対北ローデシア貿易黒字は、たちまち1000万ポンドも減少するであろうといわれる。それゆえ南ローデシアはこの隣接北部の地域に代わる新市場を開拓しないかぎり、連邦時代に享受したような貿易収支上の黒字を解体後も引き続き維持することは、むずかしくなるわけである。かかる対外収支バランスの均衡を回復するために最も効果的な方法として通常考えられるのは、一方において為替管理を継続強化して輸入量を減らし、かつ国内代替品生産をふやすことであり、他方において輸出の拡大に力を注ぐことである。しかし南ローデシアの場合には、それらが必ずしも決定的なバランス均衡要因とはならないと思われる。

すなわち、第1に南ローデシアが為替管理をきびしくすればするほど外国資本の流入にブレーキをかける結果となる点である。しかも実際において南ローデシアの消費財需要は、国内製造工業品の供給によってすでに相当程度まで満たされている——まだ拡大の余地があるのはせいぜい製靴、縫製業および一部の食料品加工業くらいなものである(注8)——関係上、輸入制限を消費財にのみ限っても、それを緩和する効果はあまり期待できないのである。第2に国内代替品生産を増そうとしても、この国の特殊な政治的条件のため、外国投資を誘致することが、なかなか容易でないことである。現に南ローデシアへの投資率は解体前後から明らかに低下しており、それはたとえば新規会社登録数の減少(1963年4月から1964年3月までの登録数は780件で1960年度いっばいの総件数より116件も減っている)に反映されている。第3には南ローデシアが輸出の拡大をねらっても、この国の主要輸出品がタバコ・茶・南京豆等、価格変動の激しい第1次産品であるため、それがただちに収支バランスの改善をもたらすことは望めないのである。かくて南ローデシア政府は、連邦解体後産業の多様化をねらい、一方では新

たに砂糖、小麦等農産物の大々の換金化を計画し、他方では石炭・金・磷酸塩等鉱産資源の開発を実施しようとしている。しかしこれらの試みも、市場開拓の困難と政治不安の増大によって、その有効性がしばしば疑問視されている。「慎重な楽観主義」(注9)と評された解体直後の南ローデシア経済動向も、年とともに「慎重な悲観主義」に移行しなければ幸いである。

ところが北ローデシアとなると事情はまったく対照的である。連邦解体後、南ローデシア商品に対してD税率を課することになったことは、すでに述べたが、他方において国内消費財産業を育成することによって——最近すでに綿紡績工場が生産を開始した——対外貿易収支をよりいっそう改善することができよう。

したがって、この国では南ローデシアにおいて考えられるようなきびしい為替管理の実施は特に必要とは思われない。しかも資本市場としての北ローデシアは各種製造工業への新投資を誘致するに足るほど大きく、それは価値にして約1億ポンドと見積もられている。現に解体前後における新規会社登録件数でも前年の2倍を越え、投資額では6倍以上に達したのである。あえてこの国の収支バランス上にマイナス要因をあげるとすれば、外国会社による利潤の本国送金であろう。事実1961年には海外の株主ないし持ち株会社に対する利潤・配当の送金額は、鉱業部門だけについても約2500万ポンドに上った。しかしこれら海外支払い分にもしなにかの形で制限が加えられれば——たとえば既存投資分については従来どおりとするが、新規投資分についてはその一定割合をこの国に留保するというような契約を締結することにより——、北ローデシアの収支バランスはさらに改善されるはずである。他方において、この地域一帯の鉱業権を一手に握っているBSA会社が、そのローヤリティの20%を北ローデシア政府に支払う契約がすでに成立していることを考慮に入れると、この国の将来はまことに明るくといわねばならない。解体後の経済動向を見ても、輸出の大宗をなす銅産業は、産出も伸び売り上げも増しているし、主要農産物のタバコも増収の見通しが強い。またリヴィングストンに計画された窒素肥料工場はヴィクトリア・フォールの電力とワンキーの石炭を最大限に利用しうる絶好の立地条件の下に着々建設の努力がなされており、さらにカウンダ首相肝入りの北ローデシアとタンガニカ間鉄道建設計画もようやく陽の目を見ようとしている。かかる一連の順調な動きと歩調を合わせるように、連邦解体後の北ローデシア収支バランスも大幅な黒

字が記録された。こうして見てくると、北ローデシアは本年1月の総選挙で圧倒的な勝利を収めたUNI P（統一民族独立党）による政治的結束の下に、その経済もいよいよ発展に向かう趨勢にあると見てよい。

ニアサランドの場合はどうか。連邦時代におけるこの国の推定貿易収支は750万ポンドの赤字であったことはすでに述べた。しかしその場合注意すべきことは、ニアサランドはなるほど連邦構成地域の一つであったがその経済の規模・能力において、他2地域と格段の差があるため、それらと同一水準で論ずることができぬという点である。たとえばこの国のGDPは南ローデシアのその約5分の1にすぎず、しかもその半分以上がいわゆる「生存経済による農村家計部門」^(注10)の生産に依存しているのが実情である。また消費財産業にしても、わずか2500万ポンド程度の市場しか存在しないため、その新規設立の余地はきわめて限られており、また第1次産業部門で外国投資を引きつけうるものは、茶を除いてほとんど見当たらない。要するにニアサランドはその収支バランスを輸入代替や産業の多様化によって改善するなどという段階に到達していないのである。したがって、その意味からも国外からの多額の開発借款を受ける必要が痛感される。しかしその借款も通常のコマーシャル・ベースのものでは、ニアサランド財政にとってその負債償還や利子支払いの負担が重過ぎると思われるから、せいぜいソフト・ローンか贈与によって経済拡大を図るよりはほかはあるまい。現にイギリス政府は連邦解体とともに、ニアサランドへ210万ポンドの贈与を約束したが、後に（独立を達成した7月4日に）それを500万ポンドに増額した。しかしこれらの経済援助が将来も引き続きこの国に与えられるかどうかは特に保証されていない。アメリカも、農業開発などある程度の対ニアサランド経済援助を行なっているが、最近における対東南アジア援助政策失敗の経験から、いつこれを停止するか推定したい。むしろ西ドイツがこのところニアサランドへの援助供与に関心を示していることが、注目される程度である。いずれにしてもニアサランドの経済的自立——対外収支バランスを含めて——への道は当分わけわしいものといわねばならない。

(注2) D. S. Pearson & W. L. Taylor, *Break-Up; Some Economic Consequences for the Rhodesias and Nyasaland*, 1964, p. 56.

(注3) W. V. Brelsford, *Handbook to Federation of Rhodesia and Nyasaland*, 1960, pp. 591 ff.

(注4) 連邦時代の関税率は、高いほうから順に

ABCDの4段階に分けられていた。したがってD税率は最低税率で、イギリスに適用され、特定の品目を除いてイギリスの植民地および保護領にも適用された。

(注5) *Quarterly Economic Review; The Rhodesias and Nyasaland*, Jan. 1964, p. 5.

(注6) A. Hazlewood & P. D. Henderson, *Nyasaland; The Economics of Federation*, 1960, pp. 88 ff.

(注7) アジア経済研究所、『アフリカの経済開発』1964年、158ページ。

(注8) Federal Ministry of Commerce and Industry, *An Outline Survey of Possible Industrial Opportunities in the Rhodesia and Nyasaland*, 1963, p. 4.

(注9) *Quarterly Economic Review; The Rhodesias and Nyasaland*, Jan. 1964, p. 6.

(注10) これはアフリカ人の食糧・燃料および住居に関する生産と消費より成り立っている。*National Accounts of Federation of Rhodesia and Nyasaland, 1954-61*, p. 140 参照。

II 連邦解体後の問題点

1. 負債分担

連邦政府の負債は解体後当然に各地域政府によって分担される。解体時における未済連邦債の総額は2億3800万ポンドで、その内訳を償還期限別にすると、長期公債1億1800万ポンド、短期公債1億2000万ポンドとなる。これら連邦の負債を起債主体によってさらに細分すると連邦政府や連邦政府関係機関のために赤字公債として起債された「純連邦債」、連邦債のうち地域政府や地域政府関係機関に対して、その財政経費補填のため貸し付けられた「地域再貸付連邦債」、および連邦成立時に連邦政府が3地域から継承した「連邦引き受け地域債」とに分けられる。以上3種の負債のうち、「連邦引き受け地域債」はもともと地域政府の負債であったものだから、連邦解体後はそのまま各地域へ還付すればいいわけだし、また「地域再貸付連邦債」も実際貸し付けられた限度において各地域が分担すれば問題はない。しかし「純連邦債」はもっぱら連邦政府自身と連邦政府関係機関（連邦電力局=Federal Power Board, 穀類マーケティング・ボード=Grain Marketing Board, 中央アフリカ航空=Central African Airways 等）のための債務で、いわば地域単位に帰属させえない負債の不一致バランスであるから、連邦解体後これをいかに各地域へ配分するかは、なかなかむずかしい問題であった。連邦政府はこのため

特に「連邦債配分委員会」(The Allocation Committee)を設けて審議したが、その結果「純連邦債」を含めたいっさいの連邦債は、つぎの割合で各地域が分担することに決められた。すなわち南ローデシア52.120%、北ローデシア37.127%、ニアサランド10.753%であり、金額にすると南ローデシア1億2405万ポンド、北ローデシア8836万ポンド、ニアサランド2559万ポンドとなる。なおこの委員会は、当初ウエレンスキー卿と南ローデシア政府の肝入りで地域配分率を、南ローデシア60%、北ローデシア30%、ニアサランド10%とし、かつイギリス政府に対して南ローデシア引き受け分を若干分担してもらうことを要請したが拒否された、という事情があったことを付け加えておこう。ともあれ、かような連邦債の地域配分率を決める場合に、その基準をどこに置くかという問題は、いろいろ議論の分かれるところであったが、まず常識的には連邦時代における各地域への連邦政府資本支出の割合に従って配分するのが妥当と思われた。仮にこれによって配分したとすれば、南ローデシア65%、北ローデシア25%、ニアサランド10%という数字が出てくる。この配分率を実際に決定されたものと比べてみると、南ローデシアの負担分は必要以上に少なく、北ローデシアのそれは予想外に多かったように思われる。ただし上記委員会で、かように南ローデシアに有利な結論が出されたのは、もっぱら政治的配慮によるところが多いと思われる。つまり、ヴィクトリア・フォール会議で打ち出された「各地域の財源の収入能力に従う」^(註11)という配分基準が、その場合強力に主張されたことは明らかである。

ともあれ、各地域は今後これら負債分担分を、逐次償還してゆかねばならぬわけであるが、たとえば1961年と1962年の年間公債償還額が3地域合計でそれぞれ1510万ポンドおよび1725万ポンドとなっている過去の実績からみて、もしこのままだいたいGDPの3%ないし5%程度の割合で引き続き償還しようとすれば、今から14年ないし15年後には全額償還が達成される——各地域で多少の開きはあろうが——見込みである。ただその場合、問題なのは、連邦債が各地域に3分された結果として、当該公債証券所有者の間に種々のトラブルが予想されることである。つまり公債証券取り扱い上の不便もさることながら、さらに重要なことは、公債証券自身の安定性が危惧されることである。現に最近のロンドン証券市場では、これら債券が一般に軟調のきざしを見せている——ただし北ローデシア債は、その限りでない——といわれる。もしこの傾向が、将来におけるこの地域への投資率

の低下に拍車をかけることにもなれば、その影響は決して無視できぬといわねばならない。

なお最後に付け加えておきたいことは、各地域政府が前述のごとき連邦債配分額を負担するほかに、約4000万ポンドに上る「純地域債」をも償還しなければならぬこと、さらにまた連邦時代に国際金融機関や民間会社から受けた約6000万ポンドの「借款」も残っていることである。「純地域債」は本来連邦とは関係なく、地域政府および地域政府関係機関(電力供給委員会=Electricity Supply Commission, 不動産抵当銀行=Land Bank, 住民統治機構=Local Authorities等)のために直接起債されたものであり、また「借款」は主としてカリバ・プロジェクト借款(4660万ポンド)、ローデシア鉄道年金借款(1030万ポンド)、ソールスベリー・ブラワヨ市発電所建設借款(320万ポンド)等から成っている。

2. 通貨および中央銀行

連邦解体はまた連邦通貨と連邦中央銀行(ローデシア・ニアサランド銀行)の3分を意味する。つまり3地域はそれぞれ自国に中央銀行を設立し、また別個の通貨を発行することになった。新地域中央銀行設立に関する法律は1965年初頭に発効し、南ローデシアには「ローデシア準備銀行」(Reserve Bank of Rhodesia)、北ローデシアには「北ローデシア銀行」(Bank of Northern Rhodesia)、ニアサランドには「マラウイ準備銀行」(Reserve Bank of Malawi)がそれぞれ設立される。また新地域通貨の発行は、紙幣については本年11月、硬貨については1965年2月に3地域同時に行なわれることになっている。しかし連邦通貨の廃貨処分とローデシア・ニアサランド銀行の最終的解体は1965年6月に予定されているから、それまでは連邦通貨が法貨として通用し、新地域通貨との自由な交換性も失われまいであろう。またローデシア・ニアサランド銀行もそれまで従来どおりの業務を続け、その間に銀行機能の地域移管を済ませるはずである。ただその場合、ローデシア・ニアサランド銀行資産の配分は、3地域で回収される連邦通貨の割合に従って3分されることになっている。もっとも来年6月までに連邦通貨がすべて回収されるかどうか疑問しいが、いずれにしてもその時点で実際に回収された割合で分配されることに相違ない。ともあれ連邦通貨の3分で問題になると思われる点は、第1に南ローデシアが今後自国新通貨に「十進法」を採用しようとしていることである。もちろんこれは単に取り扱い上の問題にすぎないが、実際問題としてはなかなかめんどうなことである(なお北ロ

ーデシアではそういう動きが見られない。第2に各地域通貨が個々ばらばらに流通されるようになった場合、その間に従来と同様な「交換価値」が保たれるかどうかという問題である。これは前項に述べた連邦債3分による公債証券所有者の懸念と対応するものであるが、すでにその徴候が解体直前の北ローデシアで現われた。すなわち1963年11月21日に Copper-belt のヨーロッパ人鉱山労働者組合代表がガードナー蔵相と会見して、「貯蓄と年金の支払いはすべて自分たちの選ぶ地域の通貨でなされるべきである」ことを要求したとき、同蔵相は「平価切り切げは当分行なわぬつもりである」と返答せざるをえなかったのである(IE12)。

ともあれローデシア・ニアサランド銀行は1956年に設立されて以来、兌換券の発行支払い準備の預託・国庫金の出納等、中央銀行が通常もつ機能を一応果たしてきたし、特に連邦憲法の下では、当然にまた構成3地域の金融政策を統制する性格も付与されていた。しかしその場合、同時に注意しなければならないことは、ローデシア・ニアサランド銀行が金利水準や通貨の供給を調節して金融市場をコントロールするという中央銀行としてのさらに重要な機能を欠いていた点である。これはとりもなおさず銀行制度の植民地的性格、つまり連邦内の商業銀行がおおむねロンドンに本拠を置いているため、ローデシア・ニアサランド銀行を必ずしも信用の最後のよりどころとして認めなかったことに帰因する。たとえば1960年8月に行なわれた公定歩合の引き上げが、主として商業銀行のイニシアティブによるものであったという事実は、それを端的に物語っている。かように連邦時代の金融政策は国内よりも国外からの影響を強く受けていたから、解体後の各地域中央銀行は、何よりもまず金融市場に対する管理権能の拡大を第1の目標にすることが容易に想像される。もっとも南北ローデシアのように国民総生産に占める輸出の比重が大きく、しかもその輸出品にかなりの価格変動が伴う場合は、中央銀行による通貨供給のコントロールにもおのずから限度があるのは明らかである。つまりそれは単なる銀行による技術的取り決めだけでなく、むしろ国際収支の動向にいっそう多く左右されるからである。他方においてまた、解体後各地域が赤字財政によって経済自立への道を開こうとする場合には、その中央銀行は当然政府貸し付けや国債引き受け等の金融的保証を通じて、政府との政策的協調を図ることになる。要するに各地域が政治的にも経済的にも独立単位となれば、どの政府も自国経済政策を適正かつ現実

的に遂行するため、必要とあればいつでも通貨の供給、国際収支、支払い準備率、通貨制度、さらには一般経済活動まで自ら直接に管理しようとするであろうから、中央銀行の権能も連邦時代とはまったく異質なものとなることは確かである。

3. 労働移動

周知のごとく、ローデシア・ニアサランド連邦はその成立の当初から生産資源としての安価なアフリカ人労働力を想定してきた。したがって連邦時代には、アフリカ人生存経済部門からヨーロッパ人貨幣経済部門への労働力の自由な域内移動が存在したが、連邦解体後はそれにどんな変化が生じたであろうか。

この問題が特に世人の注目をひいたのは、連邦時代ニアサランドから多量のアフリカ人移住労働者を受け入れていた南ローデシアにおいて、解体後はかれらを本国に送還させるのが政治的にも経済的にも得策ではないかという議論がなされたときであった。ともあれ連邦時代のアフリカ人労働移動の状況を見ると、第5表のとおりである。

第5表 アフリカ人被雇者の地域分布

(単位: 1000人)

	被雇地域				出身地被雇比率 (%)
	南ローデシア	北ローデシア	ニアサランド	連邦	
南ローデシア出身者	334.2	6.8	0.5	341.5	98
北ローデシア出身者	44.8	196.1	0.7	241.6	81
ニアサランド出身者	117.1	20.5	127.0	264.6	48
その他地域の出身者	116.5	13.0	7.2	136.7	—
合計	612.6	236.4	135.4	984.4	—
地域土着アフリカ人被雇比率 (%)	55	83	94	—	—

(出所) Central Statistical Office, *Census of Population, 1961, Preliminary Report.*

これによると、南ローデシアと北ローデシアのアフリカ人は、そのわずかな一部(2%および19%)だけが他地域に移動して働いているのに対して、ニアサランドのアフリカ人は実にその半分以上(52%)が南北ローデシアで雇用されていることが知られる。他方において、同表はまた南ローデシアにいるアフリカ被雇者のうち、その約20%がニアサランドからの出かせぎ労働者で占められていることを示している。以上要するに、ニアサランドのアフリカ人は、自地域で暮らす者より他地域で働く者のほうが多く、しかもその大部分は南ローデシアに

雇用の機会を見だしているということであり、この現象は中央アフリカ労働市場の最も顕著な特色であるといわれる。したがって連邦解体前後にわたり、南ローデシアにおいてニアサランド出身アフリカ人労働者の本国送還問題が議論されたのも、けっしてゆえなしとしない。この本国送還説の根拠は、一般につきの2点にあったといわれる^(註13)。すなわち第1に、かれらの本国送還は従来連邦の援助を受けてきながらこれを離脱しようとしたニアサランドに対して、一種の政治的報復行為になるという点、第2にかれらの本国送還は、南ローデシアのアフリカ人に対する失業対策となるという点である。以上2点のうち、経済的に見て重要と思われるのはもちろん後者である。現に南ローデシアのアフリカ人はそのほぼ3分の1(約10万人)が失業または潜在失業の状態にあるといわれるから、もしこの国にいるニアサランド・アフリカ人(11万7000人)を本国に送還すれば、南ローデシアの政治不安を醸成するこの失業問題は少なくとも数字の上では一挙に解決するかにみえる。しかし実際にはそう簡単にはいかない。なぜなら、かくも著しい労働移動が行なわれた本質的な原因は、ニアサランドにおける農業労働者のかせぎが、南ローデシア土着アフリカ人の農村家計部門で得る平均所得よりも低かったこと、つまり南ローデシアのアフリカ人の「機会費用」のほうが高かったということもあるが、さらに重要なことは、かかる労働移動が主としてニアサランド・アフリカ人の季節的潜在失業期間に行なわれたため、むしろ「雇用者側が農業生産を低下させることなしに、かれらを低賃金で雇用できる機会を最大限に利用した」ことにあるといえよう^(註14)。南ローデシアにいるニアサランド出身アフリカ人がほとんど農業部門の就業者であることもかくて理解されるのである。要するにニアサランドから南ローデシアへのアフリカ人労働移動においては push よりも pull の要因のほうがより強く働いていたと思われる。したがって、もしかれらを本国に送還させてしまえば、ほかならぬ南ローデシアの白人農場主が、真に先に困るのである。つまり、かれらはまず賃金引き上げの必要に迫られようし、また機械化ないし資本集約的方法を採用して労働需要を緩和しようとしても、生産コストの増大に悩まされることは必至である。さらに国際市場における競争力に懸念をいだかれている南ローデシア農業(ことにタバコ)は、何か特に画期的な生産性向上の方法でも見いださぬかぎり、ニアサランド出かせぎ労働者の本国送還によって有害な影響を、こうむることは明らかである。

そればかりでなく、本国送還を有効に実施するには少なからざる行政費用を要するであろうし、また他方においてそれが将来考えられる3地域経済協力関係への基盤を失わせることにもなるのである。かくて経済的に見るかぎり、従来の労働移動パターンは連邦解体後もさしたる変化を示さぬものと思われる。

4. 行政機構

連邦解体はまた従来連邦ベースで統一的に運営されてきた行政諸機関の3分を意味するが、その際の主たる問題点は、つぎの三つである。すなわち、第1に政府関係業務を維持する上級官吏や高度技術者の確保、第2に行政機関の3分から生ずる行政費用の増大、第3に二つ以上の地域にまたがった共通下部機構の分割方法である。第1の問題は新興アフリカ諸国に例外なく起こる問題であり、この国でも連邦解体前後、ことに昨年12月と本年1月にはヨーロッパ人の引き揚げがはなはだしく——南ローデシアだけでも9000人近くが離国した——そのための業務水準低下がしばしば憂慮された。もっとも2月以降は引き揚げ数もだいぶ減ってきてはいるが、まだその傾向がなくなったわけではない。ただ政府職員確保の問題は、時間の経過とともにある程度解決されることもあるし、他方において「国連技術協力局」や「第2世銀」など国際機関からの援助が、期待されうるということもある。したがって、その場合むしろ経済的により重要なことは、白人熟練労働者の不足がやがて賃金や物価の上昇という形で、この国の産業に悪影響を及ぼすかもしれぬ点であろう。第2の問題は、主として地域政府の徴税・国内行政・外国使臣接受等に関する費用である。連邦時代にはこれら各項目について年間約50万ポンド程度が支出されていたが、解体後の各地域当該支出がその3分の1で済むとはとても考えられない。しかしこれは新地域財政に特に決定的な悪影響を与えるほどのものでないことは確かであり、かつまた実際にどれほどの行政費用増大になるか推定もむずかしい。第3の問題は、おそらく新地域政府にとっていっそう重要な関心事である。なぜなら、連邦時代における統一的な下部機構は、必ずしも3地域均等に形成されていなかったからである。たとえば電力、鉄道等、公共事業の共通機構は南北ローデシア中心に建設され、ニアサランドはまったくこれに組み入れられていなかった。したがって解体後の行政機構はすべてが画一的に3分されるのではなく、機構の性質や地域の事情に応じて、それぞれ適宜分離または組織替えされることが必要であった。

具体的にいうと、まず公共事業関係では、この種の機構として最も規模の大きいカリバ電力資産は南北ローデシアに50%ずつ分割され、その運営は従来の「連邦電力局」(Federal Power Board)の代わりに、新しく設けられた「中央アフリカ電力公社」(Central African Power Board)によって行なわれることになった。この新公社は、協定により南北ローデシアが資金と役員を均等に提供して設立したものであり、両地域政府はともにこれを通じて第2期工事(ザムベジ川北岸の地下発電所建設)の資金援助をするわけである。「ローデシア鉄道」(Rhodesia Railways)は南北ローデシアの共同所有となり、経営単位としては2分されなかった。また中央アフリカ航空」(Central African Airways)は南北ローデシアおよびニアサランド3地域の共同所有となり、新しい法人として組織替えされたが、その運営については、3地域に補助的準自治機関が置かれることになった。

農業関係では、「冷蔵保管委員会」(Cold Storage Commission)は3地域に分割され、その運営は民間に移された。「穀類マーケティング・ボード」(Grain Marketing Board)と「酪農品マーケティング・ボード」(Dairy Marketing Board)はともに南北ローデシアに2分された。また「タバコ調査局」(Tobacco Research Board)は3分されず、南ローデシアだけの機関になったので、北ローデシアは今後販売についてはこの機関を利用し、輸出については従来どおり「タバコ輸出振興協議会」(Tobacco Export Promotion Council of Rhodesia and Nyasaland)のサービスを受けることとなった。なお開発金融関係で、民間機関ながら連邦時代に重要な役割を果たしてきた「ローデシア・ニアサランド産業振興会」(Industrial Promotion Corporation of Rhodesia and Nyasaland)は、南北ローデシアに2分され、同時にその母体も解消せずに残り、引き続いて2地域以上にまたがる産業に対して融資を行なっていることも付け加えておこう。

(注11) *Report of the Central Africa Conference*, 28 June--3rd July 1963, p. 6.

(注12) *Quarterly Economic Review; The Rhodesia and Nyasaland*, Jan. 1964, p. 3.

(注13) D. S. Pearson & W. L. Taylor, *op. cit.*, p. 31.

(注14) W. J. Barber, *The Economy of British Central Africa: A Case Study of Economic Development in Dualistic Society*, 1961, pp. 180 ff.

む す び

ローデシア・ニアサランド連邦は元来政治的には「ボア人民族主義とアフリカ人民族主義への抵抗」として生まれ、経済的には「南ローデシア白人入植者と、北ローデシアの銅とニアサランドのアフリカ人労働力との結合」として成ったといわれる。しかし今日の連邦解体はなによりもまず政治的理由によって達成されたのであるから、その意味するところは、この地域における白人植民地主義の敗北・アフリカ人民族主義の勝利以外の何物でもないわけである。とすれば、かつてはなばなく展開された連邦肯定論者の経済的諸見解は、今われわれにとってどういう意味をもつてであろうか。確かに3地域を統合した連邦は、経済的に見るかぎり、相互に補完性・依存性ある統一市場を形成しまた財政面で地域間調整を行ないつつ外国資本流入の基礎を固め、さらに共同経済計画によって資源開発を推進する蓋然性のある程度もっていた。そして事実、連邦は過去10年間一方において行政・技術に関する単位費用を節約して、経済開発の基礎となる下部構造を充実し、また国内製造工業拡大を助長するなど若干の功績を残したが、他方においてこの国の真の成長拠点たる鉱業・農業の開発を放置し、またさらに悪いことには、経済的連合の最も重要な目標たる公平な所得再分配を適正に行なわなかったことにより、自ら連邦のレエゾン・デートルを否定し、アフリカ人民族主義者たちにかっこうの武器を与える結果を生ぜしめたのである。したがって、連邦が解体されたからといって、この国における経済的連合の必要性和妥当性が全面的に否定されたと考えてはなるまい。3地域は確かに連邦解体によって、それぞれ独立の経済単位とはなったが、その構造面から見れば、今なお第1次産品に大きく依存しつつ資本の欠乏に悩む低開発国であることに変わりないからである。かくて経済的連合の可能性は、今までとは異なった角度から将来も探求されねばならぬと思うのである。

(海外派遣員)

—— 在ソールスベリー ——